

西日本入会林野研究会

会 報

(第24号)

『入会・生産森林組合の森林管理』

(第24回シンポジウム)

〈報告要旨〉

島根県における生産森林組合と今後の森林管理について	松村 淳	(1)
北九州市畑生産森林組合の実態	柳山 正夫	(5)
木之氏生産森林組合における森林管理	白井 陽介	(9)
島根県の入会林野整備の現状と今後の森林・林業の方向を問う		
.....	北川 泉	(13)

〈シンポジウム〉

I 生産森林組合の活動内容と個別具体的問題	(16)
II 税制上の問題	(20)
III 生産森林組合からの脱退・組合の解散	(20)
IV 生産森林組合の新たな役割と可能性	(22)

〈大会記事・総会報告〉

2000.7

西日本入会林野研究会

西日本入会林野研究会規約

第一条（名 称）本会は西日本入会林野研究会と称する。

第二条（目 的）本会は入会林野にかんする理論的実証的研究をすすめるとともに会員の親睦をはかることを目的とする。

第三条（事 業）本会はその目的を達成するために次の事業を行う。

学術研究会の開催

機関紙の発行

その他目的達成に必要な事業

第四条（会 員）本会は西日本（中・四国、九州）地方に居住する入会林野の研究者、実務家で本会の目的に賛成する者によって組織される。

第五条（事務所）本会の事務所は福岡市東区箱崎九州大学農学部林政学教室におく。

第六条（役 員）本会の役員として運営委員若干名及び監事2名をおく。
運営委員は本会の運営の任にあたる。

運営委員中1名は代表委員として本会を代表する。

監事は本会の会計を監査する。

役員は総会で選出しその任期は一年とする。

第七条（総 会）本会は毎年一回総会を開催し重要事項を決定する。

第八条（会 費）会員は毎年会費を納入しなければならない。

会費の額は総会で決定する。

第九条（会計年度）本会の会計年度は9月1日から翌年8月31日までとする。

制定 昭和50年10月7日

改正 昭和59年9月26日

改正 平成7年10月26日

島根県における生産森林組合と今後の森林管理について

島根県浜田農林振興センター 松 村 淳

入会林野整備後の生産森林組合が抱える問題点を、具体的に解散を検討している生産森林組合の事例をあげて報告し、今後の森林管理の方法を考えてみたい。

1. 入会林野の整備状況

島根県では昭和40年代前半まで、1万4千haあまりの権利関係の未整備な森林が存在した。整備を本格的に始めたのは、昭和41年に制定された、「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律」いわゆる入会林野近代化法及び昭和42年からの整備事業からである。整備状況は、平成10年までに1万2千haの整備を行い、内訳は、整備済9千ha、整備中3千haである。依然、2千haが未整備なまま残っている。

入会林野整備後の経営形態は、生産森林組合の形態が90団体、7,612人、7千ha、個別分割（個別経営）が609人、1千haである。面積から見ると、89%が生産森林組合形態である。これは、入会林野整備後に生産森林組合を組織する割合で比較すると全国平均の53%をはるかに上回る数字である。島根県では多くの場合、個人所有の分割に適しない奥山とか雑木林であったり、また、もっとも適した協業化の受け皿として行政指導により設立されたために生産森林組合数が多くなっている。

2. 入会林野整備により設立された生産森林組合

入会林野整備後に設立された生産森林組

合数は、90組合である。組合員数は7,612名、出資金は4億2千百万円、所有面積は7,044haである。人工林は3,357ha、人工林率44%である。

全般的に生産森林組合の経営は、毎年収益はないが事業管理費及び法人税や住民税のために欠損金が年々増加する傾向にある。経営状況が年々悪化する組合が半数を占める。

3. 具体事例の紹介

ここで、ある生産森林組合の事例を紹介する。この組合は、昭和53年5月に設立された組合員数191名、所有面積84haの島根県ではほぼ平均的な所有規模の生産森林組合である。面積で見ると平均的であるが、組合員数は多い方である。生産森林組合設立以前は、共有形態であって、当然法人登記はなされていない。

生産森林組合設立目的は、「組合員の協同により森林の経営等及びこれらに附帯する事業を行うことによって組合員の経済的地位の向上を図ること」と定款にある。

事業内容は森林の経営及び附帯する事業である。

所有面積84haの内訳は、人工林81ha、天然林3haである。

出資金は、9,550,000円である。この組合が抱えている課題・問題は、次のとおりである。

第1には、所有林の内81haを官行・緑資源公団と分収林契約を締結しているため、

実質的に組合が山林経営を行っていないことである。

組合設立以前の昭和33年から官行造林をはじめ、以降4年間で造林を完了している。

契約は、費用負担者をそれぞれの相手方として造林者が当生産森林組合となっている。生産森林組合の設立当時の運営基本方針では、人工造林地の施業は、組合の労務で計画的に行うことになっている。昭和30年代、40年代までは、組合員が植栽、保育作業を行っていたが、現在林齢35~40年生となっているため、行われていない。今後、自己労務での作業が困難なため、地元森林組合への委託も考えている。

生産森林組合本来の目的である「組合員自らが労働を投下して森林生産活動を行う」ところからはズレてくる。このことは、林業の長期性と生産森林組合の資金力不足などの要因以外に、組合員の老齢化・意識の低下が大きく影響していると考えられる。

島根県の他の生産森林組合の所有人工林の内、76%が分収林による山林経営を行っていることからもわかるように、この組合だけの問題ではない。

第2には、年々悪化する財務状況である。所有林のほとんどすべてが分収契約地であるため、収益が当面見込めない状況である。にもかかわらず、事業管理費や法人税・住民税が毎年かかる。島根県内では、一部の市町村において住民税を減免しているところもある。毎年徴収される組合は、権利を近代化したためにと考え、「何か、いい方法は」と問い合わせがある。

早くから人工造林を進めて中間収入や主伐収入が得られる組合は、県全体の数%にすぎない。収益がない組合は、毎年欠損金を積み上げている。

第3には、今までの多くの生産森林組合が抱えている問題以外に、この組合が設立以前から抱えていることがある。

現在、同じ山林に生産森林組合（法人）と共有者組合（任意団体）の二つの組合が存在していることである。

（比較令）

	生産森林組合	共有者組合
設立年月	昭和53年5月	昭和33年頃
組合員数	191名	230名
出資金	一人5万円 (1口1万)	個人により異なる (持ち分を証明する株券発行)
山林固定資産	9,550千円	9,550千円

まず、この生産森林組合・共有者組合が所有している山林は、昭和30年はじめの市町村合併の際に、旧村から譲り受けたものである。当時、共有者の間で出資をして山林経営を行っていたが、集落の資金力だけでは、人工造林、その後の保育管理がとてもできないため、昭和33年から官行・緑資源公団と分収林契約を締結していくのである。

町村から譲り受けた当初は、共有の形態で所有し、所有を明文化してはいなかった。

共有者組合は、譲り受けた当時、集落に住んでいた230名あまりの住民が構成員となっている。

昭和40年~50年にかけて、入会林野の整備をし権利をはっきりさせることで、土地利用に幅をもたせる集落が増えたため、この集落についても生産森林組合設立に向かったのである。また、生産森林組合を組織することで、林構・造林事業などの補助事業で施設整備を行い、高率補助を受ける目的があった。

昭和53年に、入会林野近代化法の適用を受けて「権利の近代化」、所有権登記を行うため、当時、集落に住んでいる人191名で生産森林組合を組織したのである。その際、生産森林組合はどのような組合か、また、税金や収益の分配のときにどんな問題が起こるか、全く話し合われていない。

一般的には、生産森林組合設立と同時に以前の所有形態を整理するのが普通である。しかし、この生産森林組合の場合、①40名あまりの人が既に集落以外で生活していたこと、②当時の出資金を返すことはできないが、権利は明確に残すことが必要であったことなどから二つの組合が存在することになったのではないだろうか。

表面的には権利の近代化を図ったわけだが、実質的な権利は共有者組合にあり、分収後の収益分配も共有者組合の持ち分で行うところから生産森林組合設立の意義が薄くなっている。

そして、生産森林組合設立から20数年が経過し、生産森林組合、共有者組合それぞれの設立経過を知るもののが、少なくなってきたこと、伐期を迎えるまでに整理しなければならないことから、早急に解決したい事情がある。

生産森林組合解散後は、共有者組合で山林経営を行う意向である。この問題を解決するためには、生産森林組合内部での議論だけではなく、共有者組合についても、今後、どのように山林経営を行い、分収金はどのように分配するのか、組合員の持ち分と相続の関係の整理を十分に話し合うことが必要であると考える。

今回の事例から次の二つのことがいえる。

（1）入会林野整備の際の地域での議論・学習が十分でなかったために、誤った認識で生産森林組合を設立してしまったこと。後の世代に複雑な問題を残してしまったこと。

（2）入会林野整備から30数年が経過し、本格的な世代交代の時期に入っていること。うまく受け継がれなかったこの組合は、存在意義を次第に失い、本来の目的達成が期待できない。

このように入会林野整備により設立した生産森林組合は、生産森林組合の目的などを認識しないまま設立し、以前の共同利用体質から抜けでていないところが見受けられる。また、設立後、経営意欲や能力をたかめるための研修などのソフト面での行政対応が十分ではなかったように思われる。

4. まとめ

今後、入会林野等の整備を一層推進するためには、現在の生産森林組合が抱えている課題・問題を整理し、問題解決へ向け新たな方策、手法を考える時期にきているのではないか。その際、むやみに生産森林組合をつくるのではなく、地域で十分な議論がなされる環境整備をしなければならない。

①税制面の対策

林業の長期性から考えれば、年度毎に納税するのではなく、収益がでたとき清算する方法なども検討していかなければならない。一部の市町村では住民税の免除を行っているが、すべての市町村で一律に実施されるべきではないか。

②生産森林組合の経営意欲・能力アップのための取組

③優遇措置

生産森林組合が造林事業・間伐事業を実施してもメリットが少ないために全国的に生産森林組合の設立数が年々減少している。現在の事業内容では森林所有者に対する誘導効果は望めない。入会林野を含めた森林整備を推進するためには、メリットをはっきりさせるべきである。

④公的管理あるいは森林組合管理の可能性

生産森林組合が集落を維持し、森林の所有界を明確にし、山を守ってきたことも事実であるが、不活発な生産森林組合については、公的管理や森林組

合管理を含めた新しい管理形態で整備していくことも必要ではないか。

⑤都市住民への解放、森林整備協定など新たな方向性の探求

島根県においては、森林経営のみの生産森林組合が圧倒的に多いが、今後は、木材収入以外に収益を考えられるものを探す必要があるのではないか。

その際、都市との交流やボランティアの活用を視点にした方向も検討されるべきである。

以上のことについて、地域・集団はもとより関係者で議論を深めることが大切であると考える。

北九州市畑生産森林組合の実態

北九州市畑生産森林組合 柳田正夫

1. はじめに

近年の森林・林業経営を取り巻く環境が依然として厳しい事があらゆる会議において結論づけられており、これこそはその背景にある国際的な経済大競争時代の大合理化に伴うコスト削減がもたらした犠牲に十分対応できていないことを象徴しているのではないか。

今この時期に何をすべきか。私たち畑生

産森林組合も厳しい環境には変わりありません。しかし、厳しいから何もしないではなく、「生産森林組合」の特殊性を活かした組合員に対する共同経営の啓発や、理事会の機能強化を県・市・森林組合のご協力とご指導を賜りながら行ってきました。

本日は、畑生産森林組合が目指してきた活性化対策について紹介させていただきます。

2. 組織紹介

所在地	北九州市門司区畑997番地 平成3年事務所を建設			
組合長	片山正一			
組合員数	125名(平成11年4月1日現在)			
出資金	2,500,000円(組合員一人2万円出資)			
役員	12名(理事10名、監事2名)			
従事班	33名(平成10年度、特別作業班結成)			

経営基盤(ha)

森林面積	人工林	天然林	その他	合計
	独自管理	20	11	81.5
市行造林	78.5			78.5
合計	129.0	20	11	160.0

市行造林: 1978年(昭和53年)~2037年(平成50年)の60年契約

畑生産森林組合所有地内に植林。収益比率6:4

主要事業の推移(ha)

事業	平成元	平成2	平成3	平成4	平成5	平成6	平成7	平成8	平成9	平成10
	(植林)	5.5	1.7	3.0		2.5	3.4	1.3	1.5	2.0
造林	(下刈)	20.9	28.1	24.7	20.9	18.2	15.7	16.2	13.1	9.3
	(除伐)									1.4
	保安林	20.6	28.0	26.1	26.1	26.7	39.0	42.8	40.8	34.7
	(枝落)		2.7							1.5
	(除伐)		3.6	4.1	2.7					
	(追肥)	18.2				15.5				9.3
市行造林	(下刈)	36.8	36.8	40.2	28.7	26.1	17.1	17.1	5.2	5.2
	(枝落し、間伐)		6.4	3.5	2.9	14.9	6.9	4.7		6.5

3. 設立概要

畑生産森林組合は九州の玄関口北九州市門司区大字畑に存し、現在の世帯数は約800世帯以上になっておりますが、そのほとんどは入会者で、組合設立当時の世帯数は約200世帯未満でありました。

当時の畑地区は北九州市でも市街部から外れて農業を主体とした地域で、畑財産区財産として古来から受け継がれてきた山林、原野が多く、その中の一部を区民共同で買収し、共同管理をしていました。

設立当時の組合加入者は160名で、昭和40年1月31日に設立総会を経て同年3月15日福岡県の認可をいただき、合理的運営をめざし積極的運営を開始しました。

当時の「経営計画書」によると、畑生産森林組合設立の目的は、「林地を合理的に活用し、儲かる林業を行うことによって組合員の経済的地位の向上を図る。将来に向かっての経営活動は生産方法、労働力、生産技術などの技術的手段および経済的手段からなる経営諸要素の最適の結合をはかる事によって最大の経済成果をあげることを終局の目的とする」とあります。

4. 森林経営活性化対策

前述のように、畑生産森林組合が設立されて35年が経過しましたが、設立後本格的に植林が開始されたのは昭和50年代の後半でした。

区有林時代の分を合わせ、畑生産森林組合独自の植林面積は平成10年までに約51ha、樹種はスギ、ヒノキ、クヌギ、クロマツ（防風林）で、林令も50年を過ぎ、やっと一人前の成木に育ちつつあります。

平成6年、組合員の世代交代による理事の若返りを機会に、継承すべきところは継

承し、新たな発想による経営意識は組合員へ啓発することを理事会の方針とし、何よりも森林経営に興味を持ってもらう事を理事会の最優先課題としてきました。

理事が森林経営に不安を抱いていては組合員への啓発はできないことから、私たち理事会が勉強し、来るべき日に備えなければなりません。

今日まで畑生産森林組合が森林の共同経営の活性化へ向け取り組んできた事例を紹介させていただきます。

(1) 理事の森林経営に対する学習会、研修会の開催

◆経済情勢 ◆森林経営の現況

◆森林組合法 ◆定款の熟知

◆理事による政策会議等々

（県農林事務所、北九州市農林部、北九州市森林組合に協力要請）

(2) 書類関係の徹底配布(理事に対して)

(3) 定時総会での具体的方針の提示

（項目と内容を詳しく記載）

(4) 組合員の権利と義務

（総会など無断欠席者の理由書の提出）

無関心を無関心のまま放置するのではなく、理事会の啓発活動の一環として定款に基づく権利と義務の啓発普及を行う。

(5) 一時中断していた全組合員による保育作業の再開

昭和63年で一時中断していた組合員作業を平成7年より再開。現在は当面年1回であるが、徐々に増やしていくことを総会決議している。

(6) 全組合員対象に一日研修旅行と親睦会（継承）

(7) 平成6年より「畑生産森林組合だより」の発行（年5回目途）

「組合員だより」の目的は、年1回の総会にしか報告できない事業報告、その他の諸活動、組合員の要望・意見等を遂次定期的に報せる事で、紙面をもって同基準で啓発普及することを目的とする。

(8) 有志による従事作業班の結成

平成10年度より募集し、現在33名が加入。除伐、間伐、枝打ち作業を主作業にする。今年度も11月末より作業開始予定

(9) 保安林の指定申請、補助金の有効利用による事業の活性化

(10) 地域内の同業種との交流の呼びかけ。さらに畑地区に限らず諸団体との地域活性化交流の積極的呼びかけ人となる

◆要は役員会の考え方次第であり、役員会の活性化が事業の活性化へつながり、組合員の意識高揚へつながると理解している。

5. 今後の問題点

(1) 現在の畑地区は人口も増加し、地区内を九州自動車道が横断し、海岸は整備されて阪九・名門カーフェリーの発着基地ができるに伴い、インフラの整備が急速に進められ、高速道路の新門司インターが新設される等、急に都市林業地へと変身しつつある。

しかし、林業に欠かせない製材所な

どの事業者が1軒もない事や、周囲の有名な林業地に囲まれてはたして今後の経営が成り立つものなのか不安材料は山ほどある。

(2) 設立35周年を迎える本来の事業による収入を目指す必要があるが、環境が悪すぎる。その日に備えるしかないのか。

(3) 運営面では昭和50年代後半より北九州市森林組合と委託契約を結び、平成10年度までは計画的植林を実施してきた。

平成11年度以降は「植えるから育てる」に軸足を置き、保育事業を中心とした枝打ち、除伐、間伐事業を推進することで材の商品化へ向け精力的に取り組んでいくこととした。

しかし、事業による収入がない現在、運営費の問題は真剣に理事会が検討する時期に来ている。

6. おわりに

本日は畑生産森林組合の組織実態について紹介させていただきましたが、今後も厳しい環境が続くことが予想される中、自分たちの活動を信じて継続して行くつもりであります。

最後に、畑生産森林組合にこのような機会を与えていただいた西日本入会林野研究会に感謝申し上げます。

また、当研究会および各地域で林業経営に悩み、模索しておられる生産森林組合のますますのご発展をお祈り申し上げます。

畠生産 森林組合だより

平成10年4月
第17号
発行先
畠生産森林組合理事会



林内風景の一部 城山及び河東の火災跡地を除く、木はまだ奥が深い。

保育事業の一環 の強化推進を実現する年次予算案も一括算定であります。年次予算案は、現状の見直しと新規事業の実施をめざす年次予算案です。

畠生産森林組合 第三回定期総会 を開催します。5月24日(日)に開催します。

役員の新たな林業に関する研修会 及び法律・定款規定など

地域団体との交流会の促進

△△△△ 木木道道 △△△△

『木』をひとつで『木』キと読み『木』ふたつで『林』ハヤシと呼び『木』みつで『森』モリになる。理事を努めて二期になるが、ほんやり『林』が見えてきた。『森』はまだ奥が深い。

【理事、T・H】

△△△△ 木木道道 △△△△

木之氏生産森林組合における森林管理

鹿児島県林業振興課 白井陽介

(はじめに)

鹿児島県における生産森林組合の設立は、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律の制定を契機に進んでおり、その数は昭和60年に最も多く64組合が存在していた(表1)。

しかし、近年の木材価格の低迷、組合員の高齢化等を理由に、平成8年度以降、年間1~2組合が解散しているという状況である。このような状況下において、鹿児島県内においては、活発な活動を続けている大口市木之氏生産森林組合の森林管理の状況を報告する。

(大口市の概要)

木之氏生産森林組合がある大口市は、鹿児島県本土の北端に位置し、熊本県水俣市、宮崎県えびの市と接しており、総面積29,215ha、人口25,700人の地域である。

産業別総生産額は、40,230百万円で、内訳は第1次産業5,209百万円(うち林業1,059百万円)、第2次産業8,194百万円、第3次産業26,827百万円である。

森林面積は20,894haで、総面積の75%を占めている。内訳は、国有林が10,951ha、民有林9,943ha(うち公有林912ha、私有林9,031ha)である。

民有林の樹種別面積内訳は、ヒノキが8千ha(森林面積の59%)、スギが2千ha(同14%)である。

表1 鹿児島県における生産森林組合の設立状況

年度	設立数	解散数	組合数(類計)	入会林野認可件数	認可件数(類型)
S.37	1		1		
S.38	1		2		
S.39	1		3		
S.40			3		
S.41			3		
S.42			3		
S.43	1		4	1	1
S.44	1		5	3	4
S.45	1		6	1	5
S.46	3		9	4	9
S.47	4		13	5	14
S.48	5		18	5	19
S.49	8	1	25	13	32
S.50	2		27	3	35
S.51	6		33	8	43
S.52	1		34	5	48
S.53	3		37	7	55
S.54	3		40	9	64
S.55	3		43	7	71
S.56	6		49	9	80
S.57	3		52	7	87
S.58	7		59	6	93
S.59	3		62	13	106
S.60	2		64	15	121
S.61			64	15	136
S.62			64	6	142
S.63			64	9	151
H.1			64	10	161
H.2			64	6	167
H.3			64	5	172
H.4	2		62	7	179
H.5			62	8	187
H.6			62	6	193
H.7			62	6	199
H.8	2		60	6	205
H.9	1		59	3	208
H.10	1		58	5	213
H.11		1	57	1	214

(木之氏生産森林組合の概要)

生産森林組合が設立される前は、木之氏集落の本家世帯主58名で構成される木之氏更生会と呼ばれる入会集団であった。土地の利用は、明治初期から明治40年頃までは、皆が自由に立ち入り、シバやカヤの採取に利用していた。その後、一部については造林も行われたが、ほとんどは薪炭材として共同利用されていた。なお、収益金は主に集落運営費、公民館建設費、造林費に充てられているが、一部については個人分配もなされていた。

土地登記名義人の推移をみると、版籍奉還により国有化した土地を明治初期に木之氏集落共同で払い下げを受け、1名の代表者名義で登記がなされている。整備前の登記名義は、2~3名の代表者名義又は入会権者全員の名義になっている。

生産森林組合の設立は昭和46年5月21日であり、平成11年3月末現在で、役員8名、組合員58名（平均年齢約60歳）、56haのヒノキ林を中心に、76haの山林経営を行っている（表2）

表2 木之氏生産森林組合の概要

設立年月日	昭和46年5月21日
役員数	8人
組合員数	58人
現金払込出資金	3,074千円
現物払込出資金	5,220千円
出資金合計	8,294千円
営業内容	ヒノキ 56.0 ha スギ 12.8 ha 広葉樹マツ 6.9 ha 原野 0.3 ha その他 0.01 ha
作業道等	作業道 3,058 m 舗装 1,980 m 未舗装 1,078 m 簡易作業道 612 m 集材路 435 m
路網密度	54 m/ha

森林資源を樹種別に、設立時の昭和46年と平成10年を比較したものが表3である。

組合設立と同時に積極的に拡大造林を行った結果、設立時には広葉樹が7割を占めているのに対し、平成10年には針葉樹が9割を占めており、大部分の山林が人工林へ転換されている。

平成10年度末現在の資源の内容を樹種別・齡級別に見たものが表4である。

7齡級以下の間伐対象のヒノキやスギが60haを占めているが、毎年、一定面積の枝打、除間伐を行っているため、手入れ不足の林分はない。

生産基盤は、作業道が3,058m、簡易作業道が612m、集材路が435m、路網密度は54/haと高くなっている。

機械類は、材内作業車を1台有するのみであるが、実際の作業においては、組合員が所有する作業車を2台併せて使用している。

(木之氏生産森林組合における森林の管理)

管理は下刈、枝打、除間伐の作業が、夏に1日、冬に2日行われている。設立時には年間10日行われていたが、組合員の高齢化に伴う作業負担の軽減を目的に、年間10日から7日、7日から3日と、作業の日数が減少してきた。

表3 森林資源の現況 (単位: ha)

区分		昭和45年	平成10年
人工林	スギ	12.4	12.8
	ヒノキ	10.5	56.0
	マツ	1.0	
	計	23.9	68.8
	その他広葉樹	51.4	6.9
天然林	伐採跡	4.5	
	計	55.9	6.9
	無立木地		0.3
計		79.7	76.0

平成10年度の保育実績は下刈0.3ha、除間伐5.75ha、枝打5.75haである。作業への出役は30歳代~50歳代の組合員や準組合員によって、毎回20名程度が作業に従事している。なお、高齢や都合がつかないために出役できない組合員は、自分の替りの者を雇うための費用を支払っている。

また、組合で技術的に無理のある6mの枝打や作業路の開設等は、地元森林組合へ委託を行っている。

森林の施業計画は、組合長が案を役員会に提出し、総代会で決定される。

施業計画を立てるときには、必ず一定面積以上の間伐を行うこととしているが、これは補助金申請事務を生産森林組合自ら行えるようにするためにある。

(まとめ)

木之氏生産森林組合の特徴は

- 1 54m/haの高い路網密度
- 2 作業にでれない組合員は労務に替わる対価を支払う

ということであるが、これらが木之氏生産森林組合での適正な森林管理がなされている要因であるということができる。

第1点の路網密度については、路網整備をすることによって、全ての組合の山林に容易に入れるため、管理がしやすくなっている

いる。また、伐採した材の搬出経費を低く抑えることができるため、切捨て間伐ではなく、収入間伐を行えるので、組合の収入に繋がっている。

第2点の対価の支払いについては、高齢や都合の為に作業ができない組合員と、作業に従事した組合員の負担の平等性を確保することにより、組合員全員が経営に携わる仕組みになっている。

年々進む組合員の高齢化やサラリーマン化のため、作業従事者の確保は重要な課題である。

第2点については、生産森林組合が経営体というより、むしろ整備前の入会集団と同じ、地域共同体としての意味合いが強いためにできることであろうと思われる。

平成10年度の通常総会資料の平成11年度事業計画における運営の基本方針が記載されているが、その中に「美林は一朝にしてはできないが、これらを達成するのが生産森林組合の使命である。」と述べられている。山林の経営が中心ではなく、山林の創造が中心となっているのである。

自分達の地域の山を、自分達生産森林組合で育て、美しい山を造っていこうという気持ちが木之氏生産森林組合の活動の原動力となっている。

表4 齢級別森林資源の構成

		4齡級	5齡級	6齡級	7齡級	8齡級	9齡級	10齡級	11齡級	12齡級	合計
スギ	面積	0.5	0.5	0.2	5.6	0.3	5.5	0.1	—	—	12.8
	蓄積	77.4	98.8	57.2	1,911.6	126.4	2,203.2	44.3	—	—	4,519.4
ヒノキ	面積	0.0	5.8	49.0	2.5	1.7	2.5	0.4	—	—	56.0
	蓄積	2.7	1,033.5	8,428.0	648.7	483.4	797.5	143.9	—	—	11,537.7
その他	面積	—	—	—	2.5	2.3	2.0	—	0.0	0.1	6.9
広葉樹	蓄積	—	—	—	354.5	342.5	298.4	—	5.9	10.3	1,011.6

参考 大口市の概要

土地利用	林野面積(ha)			耕地面積(ha)			その他の面積(ha)			面積計(ha)	林野率(%)
	森林	原野	小計	田	その他の耕地	小計	(ha)	(ha)	(ha)		
森林	20,592	302	20,894	2,650	1,140	3,790			4,531	29,215	71.5
戸数・人口等	総戸数(戸)	総人口(人)		林屋戸数(戸)	農家林家戸数(戸)	林業就職者数(人)			総集落数	林業集落数	
産業別生産額	9,473	25,700	3,013		2,021	527			159	24	
第一次産業	第二次産業			第三次産業			計				
	うち林業										
5,209百万円	1,059百万円			8,194百万円			26,827百万円		40,230百万円		
12.9%	2.6%			20.4%			66.7%		100.0%		
森林面積及び蓄積	区分	国有林	民有林	公有林	私有林	小計	公有林	私有林	小計		
	面積(ha)	10,951		912		9,031			9,943	20,894	
	蓄積(m³)	1,286,818		138,290		1,346,789			1,485,079	2,773,897	
民有林の人工林面積(ha)	人工林率(%)	31年生以上の人工林面積(ha)	31年生以上の人工林割合(%)	31年生以上の人工林面積(ha)	31年生以上の人工林割合(%)	31年生以上の人工林面積(ha)	スギ	ヒノキ			
7,331	73.7	2,970	40.5	2,970	40.5	2,970	1,923	8,213			
林業経営体の状況	保有山林規模別林家数(戸)	0.1~1ha	1~5ha	5~10ha	10~50ha	50~100ha	100ha以上	計			
	1,963	895	104	48	3	0	0	3,013			

島根県の入会林野整備の現状と

今後の森林・林業の方向を問う

島根県入会コンサルタント 北川 泉

1. 島根県の現状と問題点

わが国における入会林野等の整備状況は、昭和49年度(1974)の市町村数263、件数514、面積52,663haをピークに、その後減少の一途をたどり、平成10年度(1998)には件数でピーク時の1/13の38件、面積では、1/22の2,325haにまで減少した。

もちろん、入会林野の面積には限りがあり、後になるほど整備の困難な林野が残されているという事情があるため、当然といえば当然のことではある。

しかし、事の本質は量的な問題よりも、入会林野等近代化事業によって整備された林野の多くが活発に管理・運営されておらず、将来に対する展望も持てなくなっているという事実に負うところが大きいのではないか。

表1によって、整備後の経営形態をみると、全国的には面積比率で53%、島根県で

表1 入会林野整備の推移

	全国	島根県
整備完了件数	6,413件	104件
完了面積	約558,000ha	約9,000ha
整備後の経営形態		
	比率	面積比
生産森林組合	57%	53%
農事組合法人	1%	1%
共有経営	10%	5%
個別経営	32%	40%
	13%	11%

(注) 島根県林業管理課資料

は同じく89%までが生産森林組合の形態となっている。いうならば、整備後の林業経営の不振はそのまま生産森林組合の不振と同じと考えて間違いないさうである。しかも、島根県の場合、われわれ経営コンサルタントをはじめ、生産森林組合設立の指導に重点を置いてきた経緯を持っているのである。

続く表2および表3によって明らかなように、今後の入会林野整備についても、整備の意思をもつ集団は少なく、当初は整備の意思を持っていた集団でも、次第に意思を無くしてきているのが実態である。

とりわけ、生産森林組合の経営活動は弱く、活動している組合でもその大半が分収造林に依存し、納付する税金を含めた組合の管理に困っている団体が多いという問題がある。

例えば、県内最大の森林面積を保有する大共有生産森林組合の場合(匹見町)の場合でも、組合員92名、森林面積1,461haのうち、814ha(56%)は公団などの分収造林によって占められている。自らの森林施業への投資は、公共事業などで用地補償があった場合に断続的に行われるにすぎない。林地の一部が地域の小・中学校の体験作業に提供されている位で、大規模の共同経営としての積極的な展開は見られない。

この他の中小の生産森林組合においても、特殊な場合を除いて、総体的にみて活動は消極的であり、むしろ大半が放置された状況にある。

表2 島根県の入会林野未整備地区の状況（平成10年調べ）

	整備着手した集団	整備未着手の集団	合 計	
集団数・面積	40集団 2,859 ha	62集団 1,782ha	102集団	4,641ha
整備意思の有り	7集団 245	7集団 204	14集団	449
整備意思が無し	33集団 2,614	55集団 1,184	88集団	3,798
【整備の意思を無くした理由】				
① 権利者の意見調整・合意形成が困難 ② 権利者が整備する意思を無くした ③ 高齢化による整備意欲の減退 ④ 権利者数が多く登記名義人の特定が困難 ⑤ 境界の確認困難 ⑥ 将来の林業に明るさが見えない。 ⑦ 法人経営に不安がある。				

(注) 島根県林業管理課資料

表3 平成9年度の生産森林組合の活動状況

森林の状況	110組合 7,851ha → 人工林 3,888ha (50.0%) → 分収林 2,709ha (70.0%)
外業従事した集団	104組合、8974人のうち → 52組合 (50%) 1,372人 (15.2%) その内容 ① 主伐 1組合 (今田報徳) ② 間伐 3組合 9 ha ③ 新植 1組合 (東郷) 1 ha ④ 保育 29組合 67 ha ⑤ 立木を販売 4組合 1,200 m ³ 約12,500千円
当期乗余・欠損状況	乗余金を出した組合 30 欠損金を出した組合 58
配当を行った組合	2組合 — 市西 (八雲村)、秋奥 (八雲村)
青色申告の有無	申告している37組合 欠損金を出した組合 58
納付した税金	98組合 15,739千円 (1組合平均 約150千円) ① 県民税 77組合 ② 市町村民税 61組合 ③ 国定資産税 82組合 ④ その他 8組合

(注) 島根県林業管理課資料

当初、入会林野等近代化施策の目指した土地の生産力を増進させ、林業生産活動を活性化させるという狙いは他動的な分収造林を拡大させたが、自動的経営展開へ繋げることは実現されていない。

もちろん、このことは生産森林組合だけの問題ではなく、わが国の森林・林業全般の不振に共通するものであるが、入会林野の場合には顕在化しなかったことが、近代化によって新しく法人格を有することによ

って新たな問題が生じてきているのである。

まず、山林収入がほとんど皆無に近い状況にあるため、今後の見通しも暗く、積極的取組みが見られない中で、(1)法人としての事務処理に苦慮している組合が多い、(2)法人税の支払い、捻出に困っている、(3)組合員から組合解散の話がでてきている、といった後ろ向きの対応が見られるようになってきたことである。

改めて、入会・生産森林組合をどうするかが問われなければならない。

2. 入会・生産森林組合をどうするか

国の政策検討においても平成9年(1997)12月「林政の基本方向と国有林野事業の抜本改革」(林政審議会)の答申を受けて、将来の基本政策を検討するための「森林・林業・木材産業基本政策検討会」を設けて検討が加えられてきている。そこで、入会林野整備についても「近年、整備実績が低調になってきている。このため、地域の多様な要請に対応しうるよう整備の在り方について検討すべきである」と述べている。

しかし、未だ基本的方向は示されてはいない。森林・林業が経済問題だけでなく環境問題と共生していく新たな方向を見定めなければならないだけに、困難な課題であることは間違いない。

とはいっても、生産森林組合については、国の政策として生み出した、いわば政策の落し子である。昔から、「仏造って魂入れず」という諺があるように、生産森林

組合という形は造ったが経営体としての機能を果たせないまま、方向を見失っているのではあるまい。

入会林野近代化施策を進める上で、われわれ経営コンサルタントが目指したものは、森林・林業の特質に基づく「共同経営」としての近代化であった。そこには、小規模の個別経営としては困難であっても、地域のコミュニティの基盤の上に、一定の規模を持つ共同経営としての強みに期待したからに他ならない。それが今ではむしろ、弱さを露呈する結果となっている。いうまでもなく、それは施策遂行の途中で共同経営の理念を見失ってしまったのではなかろうか。

今こそ、改めて「共同施業計画」を一步すすめて、「共同経営」の内容充実に施策の柱を据え直し、森林・林業の基本理念が経済と環境の動的均衡を目指すものであることを再確認することである。

そのことによって、はじめて生産森林組合をはじめとする共同・協業経営の未来が発展的に展望できるのではあるまい。

<シンポジウム>

司会 高尾徳次 (長崎県林務課)
矢野達雄 (愛媛大学法文学部)

発言者(発言順)

松村 淳 (島根県浜田農林振興センター)	岡森 昭則 (九州大学農学部)
松原 功 (山口県入会林野コンサルタント)	白井 陽介 (鹿児島県林業振興課)
中尾 英俊 (西南学院大学法学部)	林 真弘 (島根県出雲農林振興センター)
大賀 初義 (島根県長者原生産森林組合)	前田 次郎 (佐賀県生産森林組合協議会)
杉本 章 (島根県川本農林振興センター)	加茂 二見 (佐賀県生産森林組合協議会)
柳田 正夫 (北九州市門司区畑生産森林組合)	入江 信 (福岡県林政課)
小部弥太郎 (佐賀県林政課)	藤本 敏光 (山口県林政課)
西森 正信 (高知県入会林野コンサルタント)	前島 勉 (島根県旭町産業課)
前島 勉 (島根県浜田農林振興センター)	門 隆二 (宮崎県東臼杵農林振興局林政課)
家中 紳次 (島根県隠岐支庁)	山内 寛之 (島根県林業管理課)
小曳 正樹 (島根県出雲農林振興センター)	落合潤一郎 (宮崎県森林保全課)
石谷 秀彰 (長崎県長崎林業事務所)	中島 志穂 (大分県林政課)
北川 泉 (島根県入会林野コンサルタント)	

司会(矢野) 前半では報告者毎に寄せられた個別具体的な質問を中心に進める。後半では、生産森林組合や入会林野に関する一般的な質問や疑問点に答えていくことにしたい。

I 生産森林組合の活動内容と個別具体的な問題

① 生産森林組合と共有者組合との関係
司会(高尾) 矢野、中尾両氏より松村氏の報告にある、同一山林に法人である生産森林組合と任意団体である共有者組合の併存についての質問が出ている。両組合の相違点を伺いたい。また、共有者組合の組合員

(230名)であるが生産森林組合の組合員(191名)ではない39名の扱いについて、また、所有地84haをそれぞれどのような割合で管理しているのか。それとも生産森林組合は形式上で、実際の管理は実質入会集団である共有者組合が行なっているということなのか。

(松村) 昭和30年代に共有者組合が設立され、その当時の集落民が230名であった。その後、昭和53年に共有者組合の山林を現物出資して生産森林組合が設立されたが、39名は転出等の理由によって191名の組合員とした。所有面積全てが生産森林組合の所有で且つ共有者組合の所有でもある、と

いう認識である。目下、生産森林組合は形式上のものとなっている。

(松原) 生産森林組合の将来の展望として生産森林組合の公的管理化、公有林化や都市住民との交流等を具体的に考えているのかまたその可能性があるのか。

(松村) 今後は森林整備の維持のために公有林化等も考えるべきでは、と個人的には思っている。倒産した企業の跡地の公有林化を図っている所もあるようだが、実際に生産森林組合の森林を公有林化した箇所はまだない。都市住民との交流は斐伊川上流でNPOが森林整備活動を行なっているところもある。生産森林組合も都市住民との交流を積極的に行なうべきだと思う。

(中尾) 土地登記はどのようにになっているのか。

(松村) 生産森林組合で所有権登記をしている。

(中尾) 39名は転出したので生産森林組合の組合員ではないようだが、転出しても共有者組合の組合員であるのか。

(大賀) 共有者組合というのは昭和33年に町村合併した際に、村から町に合併する際に旧村民全員に取得させたものである。組合員の数と株数にはばらつきがあり、1株千円とし1株のみを有する者もいれば百数十株を有する者もある。その後、39名は他地区に転出しているが彼らの共有地への権利は失っていない。生産森林組合としての利益配分については共有者組合の株数に応じて配分することになっている。

(中尾) もとの230名の共有者組合に戻すことは不可能であり、生産森林組合を解散すれば191名の共有にならざるを得ない。

② 畑生産森林組合の積極的な組合活動と特別作業班

(杉本) 畑生産森林組合では造林、保育等積極的な経営をされているようだが、補助金以外の経費の手当ては、どのようにしているのか。一般的には補助金を得て事業をするのだが、それ以外の経費が捻出できないので造林等ができるのだが、こちらは事業外収入で賄っているということか。また、一般的には全組合員による保育作業は技能的な問題や災害傷病等の危険性により困難だと思われるが組合員の理解や保険等はどのように対処しているのか。

(柳田) 畑生産森林組合の財源の全ては事業外収入(高速道路事業に伴う土地売却益)である。これらを事業運営費の原資として運営を行い、本来の事業収入を目指している。

(小部) 森林組合でさえも「組合員だより」等の指導事業を実施していないなかで生産森林組合において会報を出しておられる畑生産森林組合に感銘した。このように活発に活動するようになったきっかけを聞きたい。

(柳田) 我々は生産森林組合の理事であるが、理事というのは会社でいえばいわば経営者である。理事である以上は積極的に収益を上げる努力をするのは当然であると考える。

(松原) 地区内の非組合員所有山林についての関心はどのようなものか、また他との交流の具体的なものは何か。

(柳田) 地区内のほとんどが組合員であるので、組合員以外の人というのはほとんどいない。他との交流に関しては、畑地区にある個人所有の山林管理を畑生産森林組合に委託している例がある。また、他地区的5生産森林組合の理事と定期的に意見交換を行なっている。その他には市が管理して

いる畠財産区や水道局が管理している溜池、貯水池等、畠地域全体としての活性化、村起こしができないものかと、畠生産森林組合が中心となって考えている。

(西森) 生産森林組合は役員の自覚次第で活性化も可能であるとして、活発に活動を行なっている畠生産森林組合はすばらしい。経営理念と役員の自覚について特に感銘を受けた。今後もがんばってもらいたい。

(前島) 事業を活発に行なっている理由は設立当時の経営計画にあるように「いつか儲ける、儲けたい」のか、或いは「森林が好き」なのか、参考までに伺いたい。また、組合員の権利義務関係を明確化すると若者は「地域にしばられている」と感じ退会者が出現する恐れはないか。

(柳田) 運営には森林組合法に抵触しない範囲で内規を独自に作成し、その内で三役運営を心がけるようにしている。たしかに利益を上げるということも大切であるし目標にもしている。森林も好きだが、それよりも先輩方から引継いだ山をさらに後継者に引継ぐ、という気持ちが強い。畠地区は北九州市内にある都市型林業地であるので、大都市への人口流出による過疎化はそれほど深刻ではない。設立当初の組合員数は160名で現在は125名となっているが、退会者の多くは後継者不足若しくは他地区への転出者であり、若年層の脱退はない。

(家中) 世代交代による若返りが不可欠であり「組合だより」の中でも名義変更を啓発しておられるが、具体的にどのような働きかけをしているか。

(柳田) 「組合だより」発行によって組合の活動内容や理事の動向等が広く知れわたり、組合員内のコミュニケーションが活発

になった。組合だよりの果たしている役割は非常に大きい。

(古鬼) 有志による従事作業班を結成されたそうだが、結成までの背景や注意すべき点があれば聞きたい。

(柳田) かつては全組合員が年3回ほど枝打ち・下刈り等を行なっていたが、それでは技術的に差が生じ商品にならないとの報告を受けて、組合員内で枝打ち・下刈りの専門家を育成するべきとの結論に至り、従事作業班を結成した。自分達の山は自分達で管理しようという発想だ。技術的な研修も福岡県、北九州市主催で畠生産森林組合において間伐の講習等も行なっている。工賃や保険の問題もあったが、自分達の山は自分達で管理したいとの思いから、33名が自主的に集まってくれた。作業日は全て日曜日に設定し雨天でも中止せず延期して行なっている。

(中尾) 報告によると組合設立当時は200世帯弱で組合員数は160名、現在は800世帯以上で現在の組合員数は125名だそうだが、脱退や加入で不都合が生じたことはないのか。

(柳田) 本来は定款によって畠地区から転出すれば組合員資格を失うことになっているが、8名は畠以外に居住しているものの組合員資格を有している。その後問題となり、現在ではこの8名を例外的に認め「畠に住居を置く」という規定を厳格に適用するようにしている。また新たに畠地区に転入してきた住民が加入したいと主張してきた例があったが、現物出資をしていないという理由で断ったことがある。

(石谷) 畠生産森林組合では、特別作業班33名を置いているが、市行造林や保安林の手入れも行なっているのか。

(柳田) 我々が管理しているのは自主管理している造林のみであり、33名の従事作業班は独自管理の造林のみ管理している。保安林整備事業は基本的に国や県の公費で管理しており、市行造林は北九州市が管理している。

(石谷) 33名以外の組合員は山の手入れには参加しない、ということか。

(柳田) 商品として育成している造林に関しては特別作業班のみ行なうが、防風林に関しては商品ではないので年1回全組合員で手入れをしている。

(石谷) 北九州市の森林組合に全面委託や独自事業の特別作業班の作業となると、従事分量配当の仕組みはどのようにしているのか。長崎県でもこうした事例があり、従事分量配当の解釈に困っている。

(柳田) 北九州市の森林組合の労務班に委託する場合は、毎回委託契約を結んで賃金を支払っている。特別作業班へは高度技術を要するという理由で市に委託するのと同様に日当を源泉徴収して支払っている。賃金支払いでもめたが税理士との協議のすえ選抜されて作業従事者に賃金を支払うことは違法ではない、という認識に立っている。

司会(高尾) 畠生産森林組合においては、一部の組合員が作業をして賃金を得ても、別段問題ないのでなかろうか。

(北川) ご存知のように生産森林組合の運営は、事業外収入がどれだけ多いかに左右される。畠生産森林組合のように公共事業に絡んで土地を売却できる組合とそうではない組合では運営において大きな差が生じている。運営についていえば、従事義務や賃金の問題等で生産森林組合と一般の施設森林組合との関係も重要であろう。県森連

と共に相互に補完しながら運営していく必要がある。作業道についても当然、全額補助ではなく地元負担金も当然ある。問題はどのような形で負担金を捻出するかである。

③ 鹿児島県の事例

(岡森) 木之氏生産森林組合の概要を見ると、現金出資金が多い。その理由は何か、また、現在も現金を有しているのか。

(臼井) 詳細まで把握していない。

(石谷) 出不足金や補助金で黒字を計上していると聞いたが、会計上どのような処理をしているか。

(臼井) 出不足金の会計処理に関しては、計上する立場と計上しない立場があるようだが、木之氏生産森林組合の場合、計上していない。というのは、木之氏生産森林組合のほかに木之氏厚生会という母体があり、そこに出不足金6千円を支払うようになっているからだ。木之氏厚生会とは木之氏集落における世帯主の集まりだ。

(石谷) 事業外損益の内訳を聞きたい。

(臼井) 雑収入として看板広告料が約9万円、特別損益の内訳は造林補助金として240万、固定資産売却益として40万となっている。

(石谷) 木之氏生産森林組合では森林勘定は用いていないのか。造林補助金を収益に組み込むというのは如何なものか。

(小部) 林道・作業等の道路網密度が54m /haと高いが、開設時の経費はどの様に行なわれたのか。地元負担金があったとしたらそれは組合運営費に影響を及ぼしているか。

(林) 高密路網となった経緯を教えて頂きたい。

(臼井) 作業道については鹿児島県で補助

金を出している。組合運営には特に支障とはなっていない。低コストを目指して管理していく過程で結果的に高密路網になったようだ。

(前島) 大口市においては国有林の割合が多いようだが、国有林を生産森林組合に払い下げるような動き、あるいは所有規模を拡大するという動きはないのか。財源の問題は別にして経営安定のためには規模の拡大も必要だと思うが。

(臼井) 国有林払い下げの動きはないが、現組合長は所有規模の拡大の意欲があり、実際に山林の購入依頼があったそうだが場所が離れているという理由で見送られた。

II 税制上の問題

(前田) 今後は税制面の対策を検討すべきであることだが、法人住民税が一部の市町村で免除されている所があるそうだが、この問題は具体的にどう対策を講じているのか。

(松村) 島根県下の松江市や八雲村の生産森林組合において免除されている事例があるが、自分が担当している地域においてはまだそのような動きはない。

(前田) 佐賀県下においては法人住民税について納税についての免除はないが、振興助成という名目において還付金として納税額の4分の1から最高2分の1まで還付している。島根県には事業収入もしくは事業外収入がゼロに近い法人に対しての免税に関する市町村条例もあるのか。

(小曳) 各市町村単位で協議会をつくり、協議会が陳情して、市町村長の権限において減免することができる、という条文がある。(←地方税法？条例？)

(加茂) 國土の保全や環境の保護等について森林を環境的側面から考慮するとき、生産森林組合の環境に対する貢献度はきわめて高い。生産森林組合の環境的側面を重視するならば法人税等の見直しも必要になるのではないか。

(北川) 加茂さんの意見に全面的に賛成だ。全国入会コンサルタント会議においても昔から意見がでている。この法人税の問題が生産森林組合の解散問題の大きな原因のひとつになっていると思う。法人税の見直しは絶対に必要だ。

(加茂) 佐賀県には長年に渡って50万から300万円の累積赤字をそれぞれ抱えている生産森林組合が多く存在し、実務上すでに限界にきていている。何としても立法上の措置を講じてもらわねばならない。

(大賀) 税金を払うために決算を行い、そのために毎年経費を捻出するというのは如何なものか。生産森林組合の活性化のためにも税制措置の優遇を期待している。

司会(矢野) 住民税の減免については、問題点や方向性は充分に議論されてはいるが、残念ながらなかなか実現されないのが実情だ。

III 生産森林組合の脱退・解散

(入江) 最近、生産森林組合員の脱退に伴う出資相当払い戻しについて問題が生じつたり、そのルール作りが急務だ。各県で同様の問題事例があれば教えて頂きたい。帳簿上は森林の価値が年々上昇している一方で木材の価値は下落傾向にあり、今後払い戻金の増加傾向に歯止めがないと組合経営に影響を与えてはじめている。何かよいアイデアはないものか。

(柳田) 畑生産森林組合では設立当初から立木資産と土地評価額を足して組合員数で除した数字を払い戻すということにしていた。しかしこのままでは経営に支障をきたすということで総会においても議論され、一般組合員からも、一律出資分の2万円だけでいいという意見や、段階的に減額すべきだという意見がでた。経営に影響がでる相当の払い戻しができるよう協議を続けるつもりでいる。

(北川) 立木資産評価は生産費から算出したものだと思われるが、投資に関する金利を複利で計算すると、当然資産価値の評価は上がるが実質価値の評価は低いためその乖離は大きくなる。市場評価方式を導入し、伐期に近いものは実質売却評価額にして実状に近づけて算出するしかないだろう。

(前田) 高齢化や公共事業に伴う用地買収による転出等“自らの意に反して”脱退せざるを得ない場合は、どういった点に考慮しなければならないか。

(北川) “意に反して”脱退せざるを得ない場合でも、生産森林組合の経営を第一に考えるべきではないか。もっとも転出しても入会林野と比べて生産森林組合の経営参画は可能かもしれない。実際に経営参加が可能か、という点が問題であろう。

(前田) 我々の組合には自分の意で脱退する場合は権利を放棄するという規約がある。出資金を返却すべきところを返却しないようにしている。

(中尾) 脱退者は持分の全て又は一部を請求する権利があるので森林組合法38条1項に抵触する。当然に脱退者には持分返還請求権を有する。質問にあるダム建設や公共事業に伴う用地買収等の理由により、“自

らの意に反して”の脱退には北川さんが指摘されたように多少の優遇を認めてよいのではないか。

(岡森) 脱退に伴う出資金の返還についてだが、畠生産森林組合を例にとると出資金は2万円だが、今脱退すると何倍もの出資金が返還されることになる。畠生産森林組合は入会林野近代化法制定以前に設立された組合であり、模範定款以前に作成された定款である。故に森林評価額を均等割した金額を支払う、という規定があるものと思われる。しかし畠の場合は出資金の返還の減額措置をとるべきだ。そうでないと、生産森林組合本体の経営に大きく影響する。

(藤本) 生産森林組合を解散するに当たりどのような対策を考えているか。

(岡森) 生産森林組合を解散して共有者組合へ移行させて管理する方向で検討しているということだが、資産を有したまま解散するときの理由をどのような内容にするのか、同時に税金の問題をどう解決するつもりなのか。

(門) 県として解散の相談には、どのように応じているのか。

(入江) 現在、生産森林組合の意義が見出しきくなっている。法人税の支払いは苦慮している。解散という手段を選ばざるを得ない場合、その後の形態をどうしたら良いのか、実際にどうしているのか聞きたく。

(家中) 生産森林組合が解散した場合に生ずる問題について出資金等資産の取扱いと解散に生ずる経済的・法的デメリットについて聞きたい。

(臼井) 鹿児島県内で解散した組合を2例知っているが、1件は純粋な共有林となり、もう1件は地元集落に寄付したようだ。

(山内) 島根県での判断基準は、森林組合法に規定されている事由以外には解散できない、という立場である。解散した組合は平成に入って2、3件ある。その中で用地買収に伴って森林がなくなり組合としての形態をなさない、という事例があった。

(小曳) 寺社に寄付した例もあった。なかには個人分割した例もある。

(高尾) 解散の相談を受けたときに第一に考慮するのは清算後の形態である。個人分割、市町村へ財産を寄付するという手段がある。第二は、税の問題がある。時価と森林組合資産との差が清算所得となり、経営面積と森林の時価を判断してこの差の支払いが可能かどうかも目安となる。基本的には県は口をはさむ余地はなく森林組合法によると生産森林組合の解散は総会の決議によるところがあり、経営内容は直接は関係がない。最近の事例としては、個人分割した例、市町村へ寄付した例がある。長崎県としては解散したいとの相談を受けたら不利益がないと判断されればいつでも認可する、という立場である。

(北川) コンサルタントとしての立場では解散は勧めていない。県としても認可した責任上、解散についても税務処理や財産の処分について責任もって対処する必要があるだろう。ただ経営が苦しいからといって解散について考えるだけでなく、林木の伐採以外の収入を模索するなど組合自体の努力も必要であろう。

(岡森) 広い面積を有しているのにはたして解散できるのか、どういう理屈で解散が可能になるのか疑問が残る。解散後の譲渡に際しての税金の支払いや個人分割のための測量費は問題となるであろう。一般的には用地買収で面積がなくなった等組合経営

として成立たない場合ならともかく、税金を支払うことが出来ないという理由で解散することは可能なのか。事実上、特別な理由がない限り解散は困難であろう。

(家中) 個人分割の形態として、共有地の形態の中で分割割合を明記して登記すれば個人分割となるのか。

(中尾) 生産森林組合を近代化法によって設立する場合には権利者全員で登記することになる。持分は平等になるが、持分を出資することになる。持分は平等になる。解散したからといって必ずしも分割比率を明記して登記しなければならないということではない。

IV 生産森林組合の新たな役割と可能性

(加茂) 松村さんの報告によると木材収入以外に収益を探す必要があるのではないかと言われているが、何か具体的にアイデアがあれば教えて頂きたい。

(石谷) 島根県では販売実績のある組合が11組合、法人税を納付した組合は25組合あるが、残りの14組合についての財務状況や収益の内訳を教えて頂きたい。

(松村) 11組合が、立木、椎茸、松茸の販売実績をもっている。木材収入以外の収益については具体的には考えてはいないが、椎茸、わさび等の短期で収入が得られる特用林産がよいのではないかと個人的には思っている。

(落合) 不活発な生産森林組合については公的管理や森林組合管理を含めた新しい管理体制で整備していくことも必要ではないか、ということだが、具体的にどのような方法があるのか。

(松村) きわめて難しい問題であり直ちに

回答はでないが、停滞している経営を開拓するためにも何らかの試みをする必要がある。公有林化もアイデアのひとつだ。

(松原) 生産森林組合を存続させるため中山間地帯についてのデカップリングについて考えなければならないと思うが。

(家中) 林業基本法における林業デカップリングを提唱されているが、生産森林組合に対するデカップリング支援のあり方はどのような姿、システムであるべきなのか。

(西森) 中山間地帯の農業経営について、所得補償が行なわれることになったが川上の林業者に対してもこの頃デカップリングということが言われている。過去において水源税についても提案されており、神奈川県では50m³当たりいくらという水源税的なものが上積みされていると聞く。今後、森林所有者に対しての所得補償がもたらされることを期待できるのか聞きたい。

(北川) デカップリングやハンディキャップ地域への補償の問題だが、農業は導入が決定し算定中であるが、林業には至っていない。林業の場合は造林補助金等既に補助しているではないかという理屈があった。

しかし、これまでの林業に対する補助金は産業育成という観点からであったが、今後は国土保全や環境保護という立場からのハンディを考慮すべきではなかろうか。水源税的なものにかんして、福岡県の筑後川流域では水道料金に1tにつき1円上積みして、その総額を水源地域に還元しようという試みがある。北海道や瀬戸内では漁民が河川の上流に植林している地域もすでにある。環境保護を目的とした植林をしているボランティアを国としても積極的に支援する必要に迫っているのではないか。

(西森) 都市交流やボランティアの活用を視点にした方向も検討されるべきである、とされているが、ボランティアとの関わりについて私案をお尋ねしたい。

(松村) ボランティアに関しては行政としての支援も可能だと考え、目下模索中だ。

(中島) 大分県では入会林野整備後の205集団のうち約50集団が記名共有の形を探っている。島根県では整備後に記名共有の形をとった例はないか。

(松村) 記名共有形態を採った事例は全くない。すべて生産森林組合方式だ。

<大 会 記 事>

西日本入会林野研究会第24回大会は、平成11年11月16日～18日に島根県松江市の「ホテル白鳥」において、91人の参加をえて開催された。地元島根県の地方事務所、市町村、生産森林組合などからも多数の参加があり、盛会な大会であった。

17日のシンポジウムでは、林野庁森林組合課長補佐の古市武雄氏、島根県農林水産部長の稻田光氏には、ご多忙中にもかかわ

<総 会 報 告>

西日本入会林野研究会の総会は、11月17日のシンポジウムの昼食前に開催され、野村泰弘氏（徳山大学経済学部）の議長のもとで進められた。総会では、会務報告（平成10年9月～11年8月）、会計報告（同）、会計監査報告が了承された後、次回の大会開催予定地と次期役員の選考について審議され、以下のとおり決定された。

I. 報告事項

1. 会務報告
(第24期、平成10年9月～11年8月)

(1) 活動日誌
(平成10年)

10月28日～10月30日 第23回大会開催（長崎県小浜町雲仙）
(平成11年)

5月20日 中日本入会林野研究会会報
第19号受領

6月10日 東日本入会林野研究会会報
第19号受領

6月14日 島根県担当者と第24回大会
の打合せ

らすご出席いただき、ご挨拶をいただいた。また、問題提起者には島根県浜田農林振興センターの松村淳氏、北九州市畑生産森林組合の柳田正夫氏、鹿児島県林業振興課の白井陽介氏、前島根大学学長の北川泉氏、この4人の方々に快くお引き受けいただき、貴重なご報告をいただいた。この問題提起をもとに活発な討議がなされ、実り多いシンポジウムとなった。

II. 審議事項

8月20日 「入会林野及び生産森林組合の担当係・担当者の確認と西日本入会林野研究会第24回大会の予報について」の文書発送

8月20日 東・中日本入会林野研究会会報第19号を運営委員に発送

8月20日 「西日本入会林野研究会会報第23号」を会員、運営委員、関係機関等へ発送

8月30日 「西日本入会林野研究会第24回大会」の案内状の発送

8月30日 「会員の確認及び会費の徴集について」の依頼状の発送

(2) 会計報告
(別紙の通り)

1. 次回（2000年）開催地について
佐賀県内開催の予定で準備を進める。
2. 役員の選考について
新役員（運営委員）については、以下の方々が選出された。

(1) 市町村関係	吉村 健一 近藤 功 皆田 修司	(福岡市森林公社) (愛媛県別子山村経済課) (佐賀県内市町村) (島根県大田市農林課)	(3) 大学関係	江渕 武彦 矢野 達雄 中尾 英俊 岡森 昭則	(九州共立大学経済学部) (愛媛大学法文学部) (西南学院大学名誉教授) (九州大学農学部)
(2) 県関係	山内 寛之 日野 利昭 落合潤一郎 志賀 盛久 小部弥太郎	(島根県林業管理課) (愛媛県林業振興課) (宮崎県森林保全課) (熊本県林政課) (佐賀県林政課)	(4) 監事	松原 功 西森 正信	(山口県入会コンサルタント) (高知県入会コンサルタント)
			代表委員	中尾 英俊	
			事務局担当	岡森 昭則	
					研究会事務局の住所と連絡先 西日本入会林野研究会事務局 〒812-8581 福岡市東区箱崎6-10-1 九州大学農学部林政学教室内 事務局担当 岡森 昭則 TEL 092-642-2876 FAX 092-642-2877

西日本入会林野研究会第24期会計報告

(自 平成10年9月1日 至 平成11年8月31日)

(単位:円)

項目	前期	本期	適用
1. 前期繰り越し	156,886	27,310	
2. 会費	148,500	132,500	265人
3. 大会参加費	184,000	396,000	99人
4. 会報売上	10,000	0	
5. 利息	179	271	
6.		50,000	島原半島観光協会より
7.		10,000	中尾代表委員より
収入合計	499,565	616,081	
1. 会報費	250,465	269,625	
2. 会場係旅費	83,800	38,800	
3. 連絡旅費	25,000	77,080	島根県と打ち合わせ
4. 運営委員会費	0	0	
5. 監事会費	0	0	
6. 事務局大会旅費	83,800	61,400	
7. 通信費	18,552	17,308	
8. 謝金	9,000	5,000	
9. 事務局費	1,638	11,648	
支出合計	472,255	480,861	
次期繰り越し	27,310	135,220	

平成11年11月16日

西日本入会林野研究会 代表委員 中尾英俊

会計監査報告

第24期の会計処理は適正になされ、何ら異常のなかったことを認めます。

監事 松原功

同 西森正信

〈参考資料〉

入会林野整備事業実績の推移

年度	市町村数	件数	面積(ha)	1件当たり面積(ha)
42	9	13	3,560	274
43	109	229	23,631	103
44	167	304	26,385	87
45	197	344	35,579	103
46	211	408	33,832	83
47	250	443	42,515	96
48	239	403	42,675	106
49	263	514	52,663	102
50	217	336	29,514	88
51	239	371	30,039	81
52	239	299	32,412	108
53	156	243	21,793	90
54	150	220	20,619	94
55	169	244	20,617	84
56	155	215	15,515	72
57	197	285	22,200	78
58	156	214	12,495	58
59	122	183	13,289	73
60	116	152	10,902	72
61	133	169	13,140	78
62	99	125	8,142	65
63	92	109	5,773	53
元	89	102	7,066	69
2	68	73	4,044	55
3	56	63	5,295	84
4	54	62	3,418	55
5	54	66	5,211	79
6	35	41	3,255	79
7	42	51	2,687	53
8	41	55	4,006	73
9	35	39	3,074	79
10	35	38	2,325	61
計	4,194	6,413	557,671	87

資料:林野庁森林組合課

< 西日本入会林野 >

	第1回	第2回	第3回	第4回
開催時期	昭和50年10月3、4日	昭和51年11月10、11日	昭和52年11月29、30日	昭和53年9月29、30日
開催場所	大分県九重町 中央公民館	高知県土佐清水市 漁民センター	宮崎県宮崎市 ひまわり荘	鳥取県三朝町 温泉会館
参加者数	52人	51人	72人	約100人
研究テーマ	「入会林野整備後の經營形態」	「入会林野整備ならびに整備後の諸問題」	「入会林野近代化と市町村」	「地域農林業と入会林野」
特別講演	植田 昌宏	穂積 良行 「入会林野対策の方向について」	山田喜一郎 「入会林野対策の諸問題」	渡辺 武 「入会林野の高度利用について」
問題提起	笠原義人（九州大学） 武井正臣（島根大学） 吉嶽芳徳（長崎県） 西森正信（高知県） 森 有為 （大分県九重町） 馬場 透（鹿児島県）	南原博文（島根県） 長友 格（宮崎県） 山口達興（福岡県） 大平英輔（高知大学）	藤 和則（佐賀県） 有本照次 （鳥取県三朝町） 佐藤英雄 （熊本県南小国町） 堺 正紘（九州大学）	重石 功 （大分県日田市） 山口正郎 （高知県榜原町） 山里 犹（鳥取県） 斎藤政夫（島根大学）
シンポジウムの司会	中尾英俊（西南大学） 堺 正紘（九州大学）	武井正臣（島根大学） 岡森昭則（九州大学）	川田 黙（高知大学） 佐藤友彦（大分県）	西森正信（高知県） 篠原武夫（琉球大学）
シンポジウムの内容		I 入会林野整備の行政問題 II 整備後の經營問題 III 入会林野近代化の法律的側面	I 入会林野近代化と市町村 II 地域農林業と入会林野整備	I 重石報告をめぐって II 山口報告をめぐって III 山里報告をめぐって IV 斎藤報告をめぐって
現地視察	九重町桐木生産森林組合	土佐清水市松尾生産森林組合	東郷町寺迫生産森林組合	三朝町木地山生産森林組合

研究会の歩み >

第5回	第6回	第7回	第8回
昭和54年10月4、5日	昭和55年10月30、31日	昭和56年10月29、30日	昭和57年10月5、6日
鹿児島県屋久町 屋久島温泉	愛媛県今治市 湯ノ浦ハイツ	熊本県南小国町 自然休養林管理セ ンター	広島県湯来町 湯来西公民館
160人	160人	170人	200人
「入会林野と分収林」	「入会林野と生産森林 組合」	「入会林野と入会慣 習」	「入会林野の運営と入 会集団の性格」
船渡 清人	山田 保夫 「入会林野整備の現状 と課題」	綾部 誠司	山本 徹 「当面する林政の課 題」
川東義明（鹿児島県） 真孫義之 （対馬林業公社） 砂田清哉 （今治市外2町村 共有組合） 岡森昭則（九州大学）	山内舜郎 （愛媛県上林生産 森林組合） 杉山宏明 （佐賀県富士町） 肥後恒文（宮崎県） 中尾英俊 （西南学院大学）	岡村芳美 （山口県阿武町） 高尾徳次（長崎県） 佐藤英男 （熊本県南小国町） 武井正臣（島根大学）	川原祥治 （福岡市森林公社） 赤迫唯夫 （大分県臼杵市） 久保逸美 （広島県乃美尾下 粗生産森林組合） 矢野達雄（愛媛大学）
中尾英俊（西南大学） 河野俊克（宮崎県）	武井正臣（島根大学） 松原 功 （山口県林業公社）	吉嶽芳徳（長崎県） 岡森昭則（九州大学）	西森正信（高知県） 江淵武彦（西南大学）
I 入会林野の所有権登記 II 入会林野は近代化すべきか III 共有山組合と入会権 IV 対馬林業公社と入会 林野 V 生産森林組合と分収 林	I 入会整備後の經營形 態 II 生産森林組合の事務 処理 III 生産森林組合に労災 保険 IV 生産森林組合員の資 格 V 法人税への対処	I 整備前における入会 慣習と権利者の確認 II 登記の手続き III 従事割配当と税制問 題 IV 生産森林組合と分収 林 V 法人税への対処	I 川原報告について II 赤迫報告について III 久保報告について IV 矢野報告について V その他の問題
屋久町船行入会整備組 合	今治市外2町村共有組 合山林	南小国町扇及び白川牧 野	湯来町北谷生森及び廿 日市木材工業園地

	第9回	第10回	第11回	第12回
開催時期	昭和57年10月6、7日	昭和59年9月26、27日	1985年10月15~17日	1986年9月10~12日
開催場所	長崎県岐宿町 福江島開発総合センター	島根県西郷町 町立町民体育館	佐賀県唐津市 唐津シーサイドハイツ	岡山市 山佐別館
参加者数	220人	230人	223人	188人
研究テーマ	「入会林野の運営と生産森林組合」	「地域振興と入会林野」	「入会林野整備後の経営問題」	「入会林野等の活用と今後の問題」
特別講演	沖沢 幸二	井手 道雄	木下 紀喜	森田 栄一
問題提起	宗 繁巳 (長崎県下五島生産森組) 土肥邦徳 (熊本県五木村) 倉橋門生幸(高知県) 篠原武夫(琉球大学)	山本忠夫 (島根県猪目生産森組) 山口 節 (宮崎県林産課) 酒井利幸 (大分県九重町) 北川 泉(島根大学)	浜田康裕 (唐津市農林課) 長尾仁志 (鹿児島県林業振興課) 広井睦生 (岡山県林政課) 江淵武彦 (西南学院大学法学部)	和田政利 (岡山県檣原上第一区生産森林組合長) 江崎浩二 (福岡県林政課) 井原直幸 (広島農業短期大学) 山上三郎 (佐賀県生産森林組合協議会)
シンポジウムの司会	山上三郎 (佐賀県生森協) 堺 正紘(九州大学)	佐藤英男 (熊本県南小国町) 岡森昭則(九州大学)	矢野達雄 (愛媛大学法文学部) 山口 節 (宮崎県林産課)	中尾英俊(西南学院大学法学部) 松原功 (山口県椎茸農業組合協議会)
シンポジウムの内容	I 整備前の問題 II 整備後の経営形態の選択 III 生産森組の運営問題 IV その他	I 入会整備の法律問題 II 「委任の終了」の活用の可能性 III 入会林野の高度利用 IV 生産森林組合の経営問題	I 生産森林組合の現状と課題 II 入会地および整備に関する法律問題 III 入会林野の高度利用 IV 生産森林組合の運営問題	I 報告に対する事実確認 II 入会整備に関する問題 III 生産森林組合の運営 IV 入会権に関する法的問題
現地視察	岐宿町二本楠生産森組	布施村森林	鏡生産森林組合	東山内生産森林組合

第13回	第14回	第15回	第16回
1987年9月9~11日	1989年8月30~9月1日	1990年9月26~28日	1991年9月18~20日
福岡県朝倉郡杷木町 原鶴温泉泰泉閣	山口県長門市 (湯本温泉) 白木屋グランドホテル	大分県湯布院町、湯布院ハイツ 九重レークサイドホテル	高知市 三翠園ホテル
145人	154人	約180人	約150人
「入会林野利用の今後の方向」	「入会林野高度利用の課題」	「入会的生産森林組合の現状と活性化の方向」	「リゾート開発と入会林野」
芳田 誠一 「入会林野整備をめぐる情勢」	河田 譲郎	船本 博昭	小川 晃
鶴 敏信 (福岡県行橋農林事務所林務課) 神菊憲一 (宮崎県林政課) 八尋宣子 (九州大学農学部) 昭山匡敦 (山口県治山課)	竹林彌壽友 (山口県三隅市生産森林組合) 稻生一成 (熊本県林政課) 足立紀彦 (大分県大分事務所林業課) 矢野達雄 (愛媛大学法文学部)	田渕孝喜 (大分県上村生産森林組合) 石谷秀彰 (長崎県県北振興局) 吉村健美 (鳥取県倉吉振興局) 野村泰弘 (西南学院大学法学部)	高橋秀雄 (奈半利町郷分生産森林組合) 川原祥治 (福岡市森林公社) 有村栄作 (鹿児島県林業振興課) 依光良三 (高知大学農学部)
矢野達雄 (愛媛大学法文学部) 山上三郎 (佐賀県生森組) 稻田根一 (佐賀県林務課)	野村泰弘 (西南学院大学法学部) 山上三郎 (佐賀県生産森林組合協議会)	川原祥治 (福岡市森林公社) 堺 正紘 (九州大学農学部)	中尾英俊 (西南学院大学法学部) 七里成徳 (長崎県林務課)
I 入会整備前の諸問題について II 入会整備後の諸問題について	I 三隅市生産森林組合の経営内容 II 個人分割を目的とする整備 III 入会権明確化の必要性 IV 多機能重視型森林経営の問題点 V その他の諸問題	I 入会に関する一般的問題 II 生産森林組合の現状 III 生産森林組合に対する助成措置 IV 生産森林組合の解散問題 V 契約利用の法律問題	I 入会に関する法律問題 II 経営上の問題
小石原生産森林組合	三隅市生産森林組合	上村生産森林組合	奈半利町郷分生産森林組合

	第17回	第18回	第19回	第20回
開催時期	1992年10月12～14日	1993年10月4～6日	1994年10月25～27日	1995年10月25～27日
開催場所	宮崎市青島 青島観光ホテル	米子市皆生温泉 皆生グランドホテル	鹿児島県指宿市 指宿いわきホテル	愛媛県松山市 道後プリンスホテル
参加者数	約150人	約140人	145人	122人
研究テーマ	「地域開発と入会林野」	「入会林野整備と生産森林組合」	「入会林野の今後の課題」	「入会林野の積極的保存を考える」
特別講演	小川 晃	相模 正芳	牧元 幸司	武本 俊彦
問題提起	那須恒平 (宮崎県十根川入会林野整備組合) 田代哲二 (北九州市農林課) 鈴木千鶴王 (愛媛県別子山村 経済課) 堺 正紘 (九州大学農学部)	七里成徳 (長崎県林務課) 大鶴進吾 (福岡市森林公社) 小西謙郎 (鳥取県丸山生産 森林組合) 岡森昭則 (九州大学農学部)	橋口雄二 (鹿児島県市来町 経済課) 松原 功 (山口県入会コン サルタント) 馬場 彰 (佐賀県鹿島農林 事務所) 野村泰弘 (徳山大学経済学部)	内藤芳樹 (福岡県飯塚農林事 務所) 河野日出男 (宮崎県串間市農林 水産課) 向井忠彦 (愛媛県林業振興課) 中尾英俊 (西南学院大学名譽 教授)
シンポジウムの司会	吉村健美 (鳥取県倉吉地方農 林振興課) 岡森昭則 (九州大学農学部)	矢野達雄 (愛媛大学法文学部) 松原 功 (山口県入会コンサ ルタント)	堺 正紘 (九州大学農学部) 有村栄作 (鹿児島県大隅農 林事務所)	江渕武彦 (西南学院大学法学部) 齋藤原義昭 (鹿児島県林業振興課)
シンポジウムの内容	I 入会慣習に関する問 題 II 生産森林組合の機能	I 入会林野整備問題 II 入会慣習の再確認作 業 III 丸山生産森林組合の 現状と課題 IV 生産森林組合の将来	I 鹿児島県における門 割制度 II 入会集団の公益法人化 III 「受託者更迭」とい う登記原因 IV 入会権を誤解した判 決によって入会権は 消滅するか V 入会整備の諸問題	I 上赤村共有林組合の 入会地 II 串間市の「牧」につ いて III 愛媛県の入会林野 IV 入会権に関する法理 論 V その他の諸問題
現地視察	国富町下三名生産森組	現地視察なし	開聞町松原田入会整備 地区	久万町ヒノキ集約施業 林、愛媛県林業試験場

	第21回	第22回	第23回	第24回
開催時期	1996年10月23～25日	1997年10月22～24日	1998年10月28～30日	1999年11月16～18日
開催場所	熊本県人吉市 鍋屋本館	広島市 八丁堀シャンテ	長崎県小浜町雲仙 ホテル東洋館	島根県松江市 ホテル白鳥
参加者数	約110人	92人	108人	91人
研究テーマ	「入会林野の現段階的 課題」	「生産森林組合の 諸課題と今後の方向」	「入会・生産森林組合の 分取所得と税制」	「入会・生産森林組合と 森林管理」
特別講演	姫野 喜子	西野 幸	進藤 真理	古市 武雄
問題提起	宮本宣彦 (熊本県球磨村役場 経済課) 横山 賢 (高知県西土佐村役 場建設課) 重石 巧 (日田市森林組合) 江渕武彦 (西南学院大学法学 部)	北林光昭 (広島県黒瀬町産業 課) 平井紀子 (長崎県北川町林政 課) 馬場 彰 (佐賀県林政課) 中尾英俊 (西南学院大学法学 部)	松尾俊彦 (長崎県林業公社) 安藤俊則 (宮崎県北川町林政 課) 西森正信 (高知県入会コンサ ルタント) 堺 正紘 (九州大学農学部)	松村 淳 (島根県浜田農林振 興センター) 柳田正夫 (北九州市畑生産森 林組合) 白井陽介 (鹿児島県林業振興 課) 北川 泉 (前島根大学学長)
シンポジウムの司会	野村泰弘 (徳山大学経済学 部) 岡部清志 (熊本県林政課)	堺 正紘 (九州大学農学部) 室面安弘 (広島県林業振興 課) 中尾英俊 (西南学院大学 名譽教授)	松原 功 (山口県入会コンサ ルタント) 高尾徳次 (長崎県林務課)	矢野達雄 (愛媛大学法文学 部) 高尾徳次 (長崎県林務課)
シンポジウムの内容	I 球磨村における入会 林野整備 II 西土佐村における入 会林野整備 III 日田市における入会 林野整備と森林經營 IV 残存する入会地の取 扱い V 入会に関する理論上 及び登記上の問題	I 入会権に関する最近 の課題 II 入会整備過程におけ る問題 III 整備後に残された課 題	I 分取契約の個別的問 題と事実確認 II 森林管理費に関する 新しい考え方 III 税制上の課題 IV いわゆる地縁団体に よる森林管理の是非	I 生産森林組合の活動 内容と個別具体的問 題 II 税制上の問題 III 生産森林組合からの 脱退・組合の解散 IV 生産森林組合の新た な役割と可能性
現地視察	市房杉(水上村) 青蓮寺(多良木町)	現地視察なし	雲仙普賢岳噴火災害地 鍋島家の保残木施業	現地視察なし

編集委員会	監修会	編集部	執筆者	出版社
西日本入会林野研究会	西日本林業技術研究所	西日本農学部林政学教室	西日本農学部林政学教室	西日本農業出版社
監修会	西日本林業技術研究所	西日本農学部林政学教室	西日本農学部林政学教室	西日本農業出版社
編集部	西日本林業技術研究所	西日本農学部林政学教室	西日本農学部林政学教室	西日本農業出版社
執筆者	西日本林業技術研究所	西日本農学部林政学教室	西日本農学部林政学教室	西日本農業出版社
出版社	西日本林業技術研究所	西日本農学部林政学教室	西日本農学部林政学教室	西日本農業出版社

2000年7月24日 印刷
2000年7月25日 発行

編集 西日本入会林野研究会
発行 〒812-8581
福岡市東区箱崎6-10-1
九州大学農学部林政学教室内
☎ (092) 642-2876

印刷 松隈印刷株式会社
☎ (092) 721-0769

